

(別添)

## 文化庁京都移転に係るシンポジウム開催業務 業務仕様書

### 1 業務名

文化庁京都移転に係るシンポジウム開催業務

### 2 事業の趣旨・目的

平成 29 年 4 月に、文化庁の先行移転として「地域文化創生本部」が京都に設置され、本格移転に向けた準備や地域の文化芸術資源の活用による地方創生、文化財を活かした総合的な観光拠点の形成などのモデル事業等を実施し、平成 29 年 8 月末を目途に具体的な庁舎の場所を決定するとされている。

こうした中、文化庁の京都移転について、その意義（地方創生、東京一極集中是正等）を分かりやすく伝え、機運を醸成するため、京都府、京都市及び京都商工会議所が共同して文化庁の京都移転に係るシンポジウムを関東圏で実施し、新たな文化行政の推進を広く全国に発信する。

### 3 「文化庁京都移転に係るシンポジウム」の仕様

- (1) 開催日時：平成 29 年 11 月下旬の平日、午後 1 時から午後 5 時まで 2 時間程度
- (2) 場所：東京都 23 区内で交通至便な場所
- (3) 主催：京都府、京都市、京都商工会議所
- (4) 会場規模：500 人程度
- (5) 対象者：一般市民、全国自治体、経済界等
- (6) 参加費：無料

※ 提案内容により主催者と協議のうえ決定

※ 会場費は受託者が負担

### 4 委託業務内容

- (1) 「文化庁京都移転に係るシンポジウム」の企画・運営・広報

#### ア プログラムの企画

- ・ 本シンポジウムを通じて、文化庁の京都移転について全国に向けて発信するにあたり、主催者が招聘するパネリストとは別に、造詣の深い有識者や集客を見込める著名人等を 1 名以上招聘すること
- ・ オープニングからエンディングまで、集客が見込める内容とすること
- ・ 伝統芸能やパフォーマンス等の披露など、来場者が日本文化の魅力を感じることができる内容を盛り込むこと
- ・ 会場出入口付近（ホワイエ等）を活用した文化に関する情報発信等について提案すること

(別添)

イ 参加者の募集に係る事務

- ・ 一般募集、受付、申込リスト作成、参加案内等  
※参加者は事前申込制とすること

ウ 「文化庁京都移転に係るシンポジウム」の運営

- ・ 招聘する有識者等との連絡・調整
- ・ 出演者の出演料等支払
- ・ 司会者及び手話通訳の手配、謝金等支払
- ・ 会場設営及び撤去
- ・ 司会進行・進行管理（会場レイアウト図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等資料の作成を含む）
- ・ 受付・案内・誘導
- ・ 安全管理
- ・ イベント保険への加入と保険料の支払
- ・ 参加者へのアンケート実施・回答集計・分析など  
※アンケートについては、さまざま立場における満足度・要望などが聴取できるよう工夫すること。またできるだけ多数の回答回収に努めること
- ・ 当日配布資料等の作成  
※すべての配布資料等（アンケート含む）については、主催者と協議のうえ決定すること
- ・ 実施報告書、記録写真及び原稿おこしの作成  
※主催者のWEBサイトに掲載する予定

エ 広報・宣伝活動

- ・ 広報用ポスター、チラシのデザイン制作・印刷（チラシは10,000部目途）  
※チラシ等の発行数等は、提案内容により主催者と協議のうえ予算の範囲内で決定
- ・ 本シンポジウムへの集客はもちろんのこと、文化庁の京都移転について広く周知させるため、上記以外（新聞、フリーペーパー、テレビ、ラジオ等）の広報活動で有効なものを必ず1つ以上実施すること。

(2) その他「文化庁京都移転に係るシンポジウム」の効果をより高める取り組み（任意）

当事業の効果をより高めるための取り組みがあれば実施すること

(3) 成果物の提出

- ・ 広報チラシ（紙ベース及びデータ）
- ・ 参加者名簿
- ・ 出席状況の最終的などとりまとめ（紙ベース及びデータ）
- ・ 配付資料等（紙ベース及びデータ）

(別添)

- ・ アンケート回答票 (回収したもの・原紙)
- ・ アンケート分析結果 (紙ベース及びデータ)
- ・ シンポジウム開催の記録・議事要旨、原稿おこし (紙ベース及びデータ)
- ・ 開催状況等の画像 等

(4) 事業報告書の作成

当事業の広報等に使用するため、事業内容をテキスト、写真等を使って分かりやすくまとめた事業報告書を作成し、データと合わせて事業終了後、京都府、京都市及び京都商工会議所へすみやかに提出すること。

## 5 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と発注者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権 (著作権法第27条及び第28条の権利を含む) は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (5) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (6) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。